

請願回 呂

日本共産党平塚市議会議員団
電話 0463-23-1111 (内線 2375)
平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1315 2015年 7月 5日

日本共産党平塚市議会議員団
団長 高山 和義
電話・FAX 31-4638
k.takayama@mb.scn.net.ne.jp
松本 敏子
電話・FAX 59-4607
mail@matsumoto-toshiko.jp
渡辺 敏光
電話・FAX 31-6431
w-toshi@agate.plala.or.jp

無料法律相談
次回は 7月16(木)
午後4時~6時(要予約)

平塚市議会6月定例会からの報告—請願審査から

- 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出を要請する請願書」
- 「安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書提出を要請する請願」は、

不採択

＜特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出を要請する請願書＞

「特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出を要請する請願書」は、
○秘密保護法廃止をめざす平塚市民の会外10団体及び外2名
○認定特定非営利活動法人 WE 21 ジャパンひらつか、より提出されたものです。

この請願は昨年12月10日に施行されましたが、2014年9月議会に同趣旨で提出され、9月、12月、3月と「継続審査」、議員の任期満了で「審議未了」となったものです。

今回新たに請願が提出されましたが、採決の結果、「採択すべき」が9人(・日本共産党平塚市議会議員団 3名、・湘南フォーラム 4名、・無所属議員 2名)、「不採択」は18名でした。

＜特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出を要請する請願に対する、日本共産党平塚市議会議員団の採択を主張する討論（大要）＞

○請願要旨—「憲法の基本である表現の自由や国民の知る権利を大きく侵害している」、「国民主権や基本的人権など、この国の民主主義の基本を危うくする」。よって法の廃止を求める。

○6月22日に閣議決定された特定秘密に関する国会報告では、各行政機関が2014年12月10日～22日間に指定した特定秘密の件数は382件、保有総数は約18万9千点と報道がされた。

○共産党市議団が採択を主張する理由—

①秘密の範囲は政府が勝手に決め、国民には何が秘密かも知らない。
秘密の範囲がきわめて曖昧、不明確。

「特定秘密」を指定する決定権が「行政機関の長」に委ねられている。政府行政当局の恣意的判断で秘密が際限なく広がる。

②国民の知る権利、報道の自由を奪い、違反したら最高で10年の懲役を課す。

公務員をはじめ幅広い国民に「秘密保持義務」を課し、漏えいは故意に漏らしたものだけでなく、過失によるものでも処罰対象になる。

③安全保障法制が成立した場合、その後アメリカなどと軍事情報を共有化するようになる。強権的に情報を共有し、国民の言論・表現を規制することになる。

④報道・取材を委縮させる。報道が発表ジャーナリズムになってしまふ。
言論・表現の自由、国民の知る権利に対して致命的打撃を与え、非常に息ぐるしい社会になる。

よって請願は採択をすべきである。

＜安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出を要請する請願書＞

○請願者 日本国民救援会県央支部

○採決の結果 採択をすべき 5人 (日本共産党平塚市議会団 3名、無所属2名) 不採択 22名。

＜安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出を要請する請願書に対する日本共産党平塚市議会議員団の採択を主張する討論（大要）＞

○請願要旨—現在国会で審議されている安全保障整備法案は、これまで歴



代政府が踏襲してきた安全保障体制を180度変えようとするもの。国に対して、国民の合意のないまま、安全保障体制の見直しを行わないことを強く求めます。

○安全保障関連法案は、これまで政府が憲法9条のもとでは違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、米国などの軍隊による様々な場合での武力行使に、自衛隊が地理的限定なく緊密に協力するなど、憲法9条が定めた戦争放棄・戦力不保持・交戦権を否認する体制を根底から覆すもの。

安全保障関連法案に反対する学者の会のアピールに対し、賛同者が学者・研究者が5289人（6月19日現在）。

日本弁護士連合会「安全保障法制は違憲で反対する意見書」全国52弁護士会会长含む役員85人全会一致で採択。

○日本共産党市議団の安全保障関連法案に対して—

①法案は憲法に違反している。

②わが国に対する武力攻撃がなくても集団的自衛権にもとづき他国と共に武力行使しようとするものである。

③他の軍隊への「支援」を戦闘行為の現場以外で行えるとすることで、海外での武力行使に至る危険性が高い。

④国際平和協力業務等で任務遂行のための武器使用を可能にすることで、海外での武力行使に至る危険性が高くなる。

○「1972年政府見解」

国会審議の中で、「わが国に対する」外国の武力攻撃と書かれていないから「他国に対する外国の武力攻撃も含まれる」という現・法制局長官の説明があったが、72年政府見解は「外国の武力攻撃とは、わが国に対する武力攻撃と理解するもの」としている。

○世論調査では、法案に対しても、この国会で成立させることに対しても、反対が賛成を大きく上回っている。法案の成立を強行すべきではないし、請願内容は理解でき採択すべき。

一平塚市議会一

「安全保障法制の丁寧かつ十分な審議を求める意見書」を可決

本会議最終日（6月25日）に「湘南フォーラム」の4名の議員から下記の意見書が提案されました。

採決の結果、賛成14人、反対13人で、この意見書は可決されました。

日本共産党平塚市議会議員団（3名）は意見書に賛成しました。

*全国では195議会が「反対」や「慎重審議」の意見書（6月19日現在）

神奈川県内では—

○葉山町—「日本を海外で戦争する国に対する『安全保障関連法案』の廃止を求める意見書

○中井町—「安全保障法制関連法案の今国会での成立を急がず、慎重審議を求める意見書」

安全保障法制の丁寧かつ十分な審議を求める意見書

政府は、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法、PKO法などの改正を行う平和安全法制整備法案と、他国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する新法である国際平和支援法案を提出了。

戦後70年間、平和憲法の下で、我が国が貫いてきた海外で武力行使をしないという原則を大きく転換しようとしていることから、国民への丁寧な説明や国会での徹底した審議が求められる。

平和安全法制整備法案では、昨年7月に閣議決定された、武力行使に関する「新三要件」に基づき、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合にも、自衛隊の出動を認めているが、国際平和のために活動する他の軍隊等への後方支援活動等について、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使の一体化につながりかねないという懸念の声もある。

政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命及び財産並びに我が国の領土、領海及び領空を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任がある。

以上のことから、政府に対し、これらの法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国民への丁寧な説明を行うとともに、延長した今国会において丁寧かつ十分な審議を行うよう要請する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

平塚市議会

○中地区教職員組合から、「子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願」がだされ、全会一致で採択されています。